

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
104	公共交通利用促進事業	地方公共団体や所轄警察署等のほか、地域住民、バス・タクシー・軌道事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	交通局交通規制課長から各道府県警察本部長等あてに通達を発出することで対応予定	平成22年度中に措置	警察庁